

昭和五十三年法律第二十六号
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法

(目的)

この法律は、特定空港の周辺について、航空機騒音対策基本方針の策定、土地利用に関する規制その他の特別の措置を講ずることにより、航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図ることを目的とする。

(特定空港の指定等)

空港法(昭和三十一年法律第八十号)第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港であつて、おおむね十年後においてその周辺の広範団な地域にわたり航空機の著しい騒音が及ぶこととなり、かつ、その地域において宅地化が進むと予想されたため、その周辺について航空機の騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図る必要があると認められるものは、政令で特定空港として指定する。

前項の規定による指定があつたときは、当該特定空港の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、おおむね十年後における当該特定空港の施設の概要、当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域を管轄する都道府県知事に対し、次条第一項に規定する基本方針を定めるべきことを請求しなければならない。次項の規定による調査の結果が都道府県知事に示した事項と著しく異なることとなる場合として政令で定める場合も、同様とする。

特定空港の設置者は、前項の規定による要請をしたときは、おおむね五年ごとに、おおむね十年後における当該特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及び当該地域における航空機の騒音の程度について調査を行うものとする。

(航空機騒音対策基本方針)

都道府県知事は、前条第二項の規定による要請があつたときは、政令で定めるところによ

り、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域及びこれと一体的に土地利用を図るべき地域について、航空機騒音対策基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2	基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
1	一 航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的事項
2	二 航空機の騒音により生ずる障害の防止に配意した土地利用に関する基本的事項
3	三 前項各号に掲げるもののほか、基本方針における施設の整備に関する基本的事項について定めよう努めるものとする。
4	四 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、生ずる障害の防止に配意した土地利用を図るために必要な施設及び航空機の騒音により生ずる障害の防止に配意した土地利用を図るために必要な施設の整備に関する基本的事項について定めよう努めるものとする。
5	五 前項の規定による公表があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、公表の日から起算して二週間以内に、その公表された基本方針の案について、都道府県知事に意見書を提出することができる。
6	六 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、当該基本方針の案について、関係市町村長の意見を聴き、かつ、特定空港の周辺で航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域が二以上の都道府県の区域にわたるときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。
7	七 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、第二項各号に掲げる事項に係る部分について、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、同項第二号に掲げる事項に係る部分について、関係行政機関の長に協議しなければならない。
8	八 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。
9	九 前各項の規定は、都道府県知事が基本方針を変更する必要があると認める場合について準用する。

2	航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区に関する都市計画は、基本方針に基づいて定めなければならない。
3	航空機騒音障害防止地区は、航空機の著しい騒音が及ぶこととなる地域について定めるものとする。
4	航空機騒音障害防止特別地区は、航空機騒音の特に著しい騒音が及ぶこととなる地域について定めるものとする。
5	都道府県知事は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物について、當該建築物の模様替えその他これらの規定に対する違反又は許可に付けられた条件に対する違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
6	都道府県知事は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物については、當該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、當該建築物の移転、除却又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。
7	都道府県知事は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物については、當該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、當該建築物の移転、除却又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。
8	都道府県知事は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物については、當該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、當該建築物の移転、除却又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。
9	都道府県知事は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物については、當該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、當該建築物の移転、除却又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。

2	反した建築物又は同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に対する違反を是正するための措置を講ずべきことを命ずることができる。
3	都道府県知事は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物については、當該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、當該建築物の移転、除却又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。
4	都道府県知事は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物については、當該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、當該建築物の移転、除却又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。
5	都道府県知事は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物については、當該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、當該建築物の移転、除却又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。
6	都道府県知事は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物については、當該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、當該建築物の移転、除却又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。
7	都道府県知事は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物については、當該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、當該建築物の移転、除却又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。
8	都道府県知事は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物については、當該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、當該建築物の移転、除却又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。
9	都道府県知事は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反した建築物については、當該建築物の所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、當該建築物の移転、除却又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。

2	前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。
3	(移転の補償等)

2	特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内の土地の所有者から第五条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による用益の制限のため当該土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を特定空港の設置者において買い入れるべき旨の申出があつた場合においては、当該土地を買い入れるものとする。
3	前項の規定による買入れをする場合における

2	土地の価額は、時価によるものとする。
3	(移転の補償等)

2	特定空港の設置者は、航空機騒音障害防止特別地区内に開する都市計画が定められた際現に当該航空機騒音障害防止特別地区に所在する第五条第一項各号に掲げる建築物及び当該建築物と一体として利用されている当該建築物以外
3	を買入れるものとする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）
改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

（施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

（手数料に関する経過措置）
第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

（手数料に関する経過措置）
第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

（手数料に関する経過措置）
第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

（手数料に関する経過措置）
第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

（手数料に関する経過措置）
第二百五十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二一年一二月二二日法律第

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十九条、第千三百二十六条、第千三百二十九条、第千三百二十六条第一項及び第千三百四十四条の規定

（施行の日）

（手数料に関する経過措置）
第一百六〇号抄

（施行の日）

附 則（平成一八年四月二八日法律第三

（施行期日）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（手数料に関する経過措置）
第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

（手数料に関する経過措置）
第二百六十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

（手数料に関する経過措置）

（手数料に関する絏過措置）

（手数料に関する絏過